

共同相続における預金債権の取扱い

伊 藤 栄 寿

- 1 はじめに
- 2 従来議論とその問題点
- 3 近時の最高裁判決による問題提起
- 4 預金債権の共同相続再考——預金種別に応じた検討
- 5 おわりに

1 はじめに

本稿の目的は、共同相続における預金債権の取扱いを再検討することにある。

従来、この問題については、相続実務の観点、金融実務の観点などから活発な議論がなされてきた。そこでは、預金債権を可分債権と考えるか不可分債権と考えるかが重要な問題とされた。なぜなら、それによって、預金債権が共同相続されたときに各共同相続人に分割帰属するかが決まり、各共同相続人による預金払戻請求が認められるかも決まると考えられてきたからである。しかしながら、近時の最高裁判決を参考にすると、以上のような問題設定は不適當である。

後述するように、近時の最高裁は定額郵便貯金について、注目すべき判断を行っている¹⁾。従来の判例理論は、預金債権は金銭債権であるため可分債権であり、共同相続が行われると各共同相続人に当然分割帰属するというものであると考えられてきた。定額郵便貯金債権は、金銭の給付を目的とする債権であるため、金銭債権である。したがって、定額

1) 最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁。

郵便貯金債権が共同相続されると、各共同相続人に当然分割帰属するはずである。それにもかかわらず、近時の最高裁判決は、共同相続が行われても、定額郵便貯金債権が、各共同相続人に分割帰属しないとしている。その理由は、定額郵便貯金の内容の特殊性に求められている。この最高裁判決は、預金債権が可分債権か不可分債権かという抽象的な議論枠組みではなく、預金契約の内容に着目した議論の必要性を示している。

そこで、本稿では、共同相続における預金債権の取扱いについて、近時の判例が新たな検討の視点を提供していることを明らかにしたうえで、若干の検討を試みる。具体的には、預金契約の解釈により、預金種別に応じて預金債権の性質を検討し、共同相続における預金債権の取扱いの問題を考察することしたい。

以下では、まず、従来の議論を整理して、その問題点を明らかにする。ここでは、相続実務ないし金融実務という実務的観点からの検討はなされているものの、預金債権の性質、預金契約という視点からの検討が不十分であったことを明らかにする（2）。次に、近時の最高裁判決を検討し、従来の判例理論との関係を考察する。近時の預金取引経過開示請求および定額郵便貯金についての最高裁判決には、従来の判例理論と矛盾する点があるように見える。そこで、近時の最高裁判決を検討し、預金契約に着目した検討が必要となることを明らかにする（3）。続いて、以上の検討をふまえ、預金債権の共同相続について再考する。預金契約の解釈という観点からすると、預金種別に応じた検討が必要である。普通預金と定期預金は、弁済期および一部払戻の可否という点で異なるため、定期預金については、普通預金とは異なる取扱いをすべきであることを明らかにする。また、下級審レベルで登場している投資信託の共同相続についても若干の検討を行う（4）。最後に、本稿をまとめ、今後の検討の方向性を示す（5）。

2 従来の議論とその問題点

(1) 判例理論

預金債権が共同相続された場合、誰にどのように帰属するのか。この問題についてのリーディングケースとされているのは、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁（以下、「最判昭和29年」という）である²⁾。最判昭和29年は、預金債権そのものではなく、損害賠償請求権が共同相続された場合について判断をしたものである。事案は次のとおりである。Xら（原告、控訴人、被上告人）の亡父Aが、その所有する山林地上の立木の一部をB社に売り渡し、立木の権利を譲り受けたY（被告、被控訴人、上告人）が、約定よりも超過して伐採してXらに損害を蒙らせた。そこで、XらがYに対し、損害賠償を求めた。原審（名古屋高金沢支判昭和27年9月18日）がXらの請求を認容したため、Yは、遺産が複数人に相続された場合、たとえ可分債権であってもただちに分割されるものではない、などとして上告した。最判昭和29年は、「相続人数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示し、上告を棄却した。

最判昭和29年は、可分債権は法定相続分にしたいが各共同相続人に分割帰属することを明確に示したものである。可分債権とは給付が可分である債権をいい、金銭の引渡しを目的とする金銭債権は、その典型例とされる。その後の判例も、最判昭和29年を踏襲している。最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁は、共同相続人が自己の相続分を超えて債権行使することができるかが争われた事案であるが、その判断の前提として、最判昭和29年を引用し、次のように判示する。「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係

2) 厳密に言えば、大審院時代からの判例理論である。保険金請求権の共同相続が問題となった大判大正9年12月22日民録26輯2062頁が、相続財産中に金銭債権がある場合には、各共同相続人が相続分に応じて当然分割承継するとしている。

に立つものではないと解される」。

民法 898 条は、相続財産が共同相続人の共有となることを定めている。そのため、可分債権は、共同相続人の準共有（264 条）となるようにもみえる。しかしながら、共有の規定は共有者間の法律関係について定めるものであり、ここでいえば、共同相続人間の法律関係について定めるものである。ところが、可分債権は、あくまで債権であるため、債権者と債務者の法律関係が問題とされる。そのため、共有規定よりも、多数当事者の債権にかんする規定（427 条～ 429 条）が優先的に適用されることになる³⁾。その結果、可分債権は分割主義に基づき、分割帰属する（427 条）。可分債権は共同相続により、準共有されることはない⁴⁾。共同相続人は、相続財産に対して共有持分を有しているため、遺産分割の長期化などのさい、権利行使が制限されるべきではないとされる。

以上のように、「可分債権」が共同相続された場合には、共同相続人に当然分割帰属するという点には疑いはない。しかしながら、判例が正面から、「預金債権」はすべて常に可分債権であるとして、当然分割帰属するとまで判示したことはない点には注意する必要がある。あくまで、可分債権は共同相続人に分割帰属する、ということを示しているにすぎない。

(2) 遺産性質アプローチによる批判

上記最判昭和 29 年の判断の前提には、遺産共有の法的性質が、249 条以下のいわゆる「狭義の共有」であるという理解がある。なぜなら、遺産が合有になるとすれば、預金債権などの可分債権といえども当然に分割帰属するとはいえないからである。遺産共有の法的性質を明確に示したのは、最判昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 卷 6 号 793 頁（以下、「最判昭和 30 年」という）である。最判昭和 30 年は、898 条にいう「相続財産の共有」は、249 条以下に規定する「共有」とその性質を異にするも

3) 山田誠一「判批」法学協会雑誌 104 卷 6 号（1987 年）145 頁以下。

4) 伝統的通説は、債権の準共有の場合には、まず、多数当事者の債権関係の規定が適用されるとしている（我妻栄＝有泉亨補訂『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983 年）336 頁）。その結果、可分債権が準共有されても 264 条ただし書が適用されるため、多数当事者の債権関係の規定が適用されることになる。そこには、共有（準共有）の規定と多数当事者の債権関係の規定について、前者が一般規定であり、後者が特別規定であるとの理解がある。

のではないと判示し⁵⁾、共有説を採用する。

ところが、最判昭和30年が登場しても、学説上、合有説が衰えることはなかった。それどころか、現在においても有力な見解のままである⁶⁾。その理由は、合有説の実質的論拠が説得力をもっているからである。すなわち、まず、預金債権は現金（金銭）と同様、遺産分割を柔軟に行うために有用であるため、分割帰属させるべきではない、ということがあげられる。遺産に不動産などの高額な財産が含まれる場合、現金（金銭）や預金債権は、最後の調整手段としてきわめて有用であるため、これを遺産に含めることが望ましいとされる。また、預金債権が遺産の大部分を占める場合には具体的相続分に応じた遺産分割審判が困難であることもあげられる。具体的には、特別受益や寄与分を考慮する機会が失われてしまうことになることとされる。

合有説が有力であり続けるさらなる理由は、預金債権と同様ないし類似の経済的機能を果たす金銭（現金）が、当然分割されないということとの整合性にも求められる⁷⁾。金銭の共同相続については、最判平成4年4月10日判時1421号77頁（以下、「最判平成4年」という）が判断を行っている。事案は、Aが6000万円以上の現金を保有したまま死亡し、Xら（原告、被控訴人、上告人）およびY（被告、控訴人、被上告人）

- 5) 具体的な判示内容は次のとおりである。「相続財産の共有（民法898条、旧法1002条）は、民法改正の前後を通じ、民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないと解すべきである。相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとした新法についての当裁判所の判例（昭和27年（オ）1119号同29年4月8日第1小法廷判決民集8巻819頁）及び旧法についての大審院の同趣旨の判例（大正9年12月22日判決民録26輯2062頁）は、いずれもこの解釈を前提とするものというべきである。それ故に、遺産の共有及び分割に関しては、共有に関する民法256条以下の規定が第一次的に適用せられ、遺産の分割は現物分割を原則とし、分割によって著しくその価格を損する虞があるときは、その競売を命じて価格分割を行うことになるのであって、民法906条は、その場合にとるべき方針を明らかにしたものに外ならない」。
- 6) 共有説と合有説の整理については、谷口知平＝久貴忠彦『新版注釈民法（27）相続（2）』（有斐閣、1996年）144頁以下〔宮井忠夫＝佐藤義彦執筆部分〕などを参照。
- 7) 金銭以外にも、株式についての考え方の整合性も指摘できよう。最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁、最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁は、株式は可分債権ではないため、各共同相続人に分割帰属することではなく、準共有されるとしている。株式の権利内容は多岐にわたり、可分債権という「権利」というよりも「地位」というべきものと考えられているのであろう。

が共同相続したところ、Yがその現金を「A遺産管理人Y」名義で銀行に預金したため、XらがYに対して法定相続分に応じた金銭の支払いを請求したというものである。原審がXらの請求を棄却したため、Xらが、原審は金銭債権が当然に分割されるとする判例理論と均衡を失するなどとして上告した。最判平成4年は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である」として、金銭が各共同相続人に分割帰属しないことを明示している⁸⁾。

たしかに、可分債権である預金債権と動産である金銭は、法的性質がまったく異なる。しかしながら、これらの経済的価値に着目すると、類似の側面があることは否めない。したがって、預金債権を別異に取り扱うことに違和感が生じるのであろう。

以上のような合有説の論拠に一定の説得力はあるものの、合有説を採用することはできない。なぜなら、まず、合有という概念が明確ではないからである。共有と合有という概念それ自体、あくまで「理想型」として提示されているものにすぎず⁹⁾、いずれかに分類すること自体あまり意味はない。合有という概念は民法に存在せず、講学上の概念にすぎないこと、また、249条の以下の共有が「狭義の共有」のみを指しているとは必ずしもいえないことから、判例理論にはそれなりの説得力がある。共有そのもの、合有そのものの明確な定義が存在するわけではなく、論者によって定義が異なり、その効果も異なりうる¹⁰⁾。

また、合有説を採用すると、次のような問題もある。すなわち、相続

8) 本件事案においては、Yが遺産の現金を銀行に預金しており、現金が預金債権に変化している。このことの法的評価について、原審は、「現金は、被相続人の死亡により他の動産、不動産とともに相続人らの共有財産となり、相続人らは、被相続人の総財産（遺産）の上に法定相続分に応じた持分権を取得するだけであって、債権のように相続人らにおいて相続分に応じて分割された額を当然に承継するものではない」としている。

9) 我妻=有泉・前掲注(4)315頁は、共同所有における3つの理想型として、共有・合有・総有をあげる。

10) この点に関連して、可分債務をどのように取り扱うかという問題もある。判例上、可分債務は、相続開始と同時に法律上当然分割され、遺産分割の対象とはならない（最判昭和34年6月19日民集13巻6号757頁）。可分債権と可分債務を同様に扱わないと筋はとおらないであろう（鴻常夫ほか「座談会・預金取引」旬刊金融法務事情902号（1979年）35頁〔石井眞司発言〕）。

人の一人が債権上の持分権を第三者に譲渡したときや、持分権に相当する額の弁済を受けたときは、「少なくとも当該の譲受人ないし債務者に対する関係では、有効となり」、少なくとも第三者との関係では、可分債権の分割帰属を認めると同じことになる、という問題である¹¹⁾。

さらに、相続実務において、一定の対応策がとられているため、わざわざ合有説をとる必然性はない。一般的見解は、可分債権であっても、遺産分割の対象に含められるとする。その理論的根拠については、合意により可分債権が不可分債権に転化すると説明¹²⁾がなされている¹³⁾。

合有説の主張する実質論は一定の説得力をもっているが、現在の判例理論および共有理論における「合有」という構成の意義を考えると、これを採用するのは理論的には困難である。また、実務的には、共同相続人全員の合意により遺産分割の対象とすることができる。遺産の法的性質から預金債権の分割帰属を否定する「遺産性質アプローチ」は、現在では、下火になっているといえる¹⁴⁾¹⁵⁾。

(3) 預金払戻アプローチによる批判

預金払戻アプローチは、主として金融実務の観点から、可分債権である預金債権が、共同相続により分割帰属するということを認めながらも、

11) 鈴木祿弥『相続法講義〔改訂版〕』（創文社、1996年）200頁。

12) 安西二郎「相続預貯金払戻請求訴訟の論点」判例タイムズ1355号（2011年）58頁注17参照。

13) 共同相続人全員の合意がなくとも、「遺産分割の対象とする旨の合意が成立する可能性」が存在すれば、預金は当然分割帰属しないとする裁判例も存在する。東京地判平成9年5月28日判タ985号261頁は、共同相続人の合意により合有関係に転化するため、合意が成立する余地がある間は帰属未確定であることを理由に、金融機関は払戻請求を否定することが可能であるとしている。

14) 近時、可分債権の共同相続について、フランス法を参考に再検討を試みるものとして、宮本誠子「フランス法における遺産の管理(1)(2・完)」阪大法学56巻4号（2006年）125頁、5号（2007年）151頁が登場した（その概要については、宮本誠子「可分債権の相続と遺産管理」私法74号（2012年）197頁を参照）。可分債権の共同相続において、分割するのは「管理権限」であると理解し、帰属の問題を遺産分割で処理することにより、柔軟な遺産分割が可能にすることが試みられている。

15) 合有説を採用せずに、合有説と同様の結論を導く見解として、遺産分割までは可分債権であっても428条以下を適用するとする不可分債権、債権の行使は相続人全員による必要があるが、各相続人の持分・処分は可能であるとする準共有説などがある。ただ、いずれの見解も、427条を適用しないとする理論的理由は明確とはいいがたい。これらの見解について詳しくは、谷口=久貴・前掲注（6）4頁以下〔右近健男執筆部分〕。

金融機関は各共同相続人からの払戻請求を拒むことができるとする。金融機関が、共同相続人間の紛争に巻き込まれることを防ぐ必要がある、との考え方に基づく。たとえば、死後認知、相続欠格、婚姻無効等により相続人が確定できない場合、遺言が存在した場合、遺産分割協議が成立していた場合など、共同相続人に対して法定相続分どおりの預金払戻しをすると、金融機関は二重払いのリスクを負わされる可能性が生じるといわれる。各共同相続人からの払戻請求を認めない根拠として、次の2つの考え方をあげることができる。

第1に、預金契約には特約が存在し、金融機関の指示する手順のみによって預金払戻請求が認められるとする見解である。たとえば、「預金契約は『契約』として、その払戻しを預金契約に添ってなすという約定を内在させている」¹⁶⁾ との見解がある。また、この見解を受け、「預金者は、金融機関の定める払戻し手続によってのみ払戻しを受けると明記すればより確実となる」¹⁷⁾ などとし、金融機関の手続をふまなければ払戻しは認められないという見解もある。

第2に、「事実たる慣習」から、金融機関の払戻拒絶を正当化する見解である。この見解をとった裁判例として、名古屋高判昭和53年2月27日金法858号34頁がある。この判決は次のようにいう。預金の払戻しを請求された金融機関が、事務処理規程・通達により、「相続人から相続預金（普通、定期その他を問わない。）の払戻請求がなされたときは、被相続人（預金者）名義の預金通帳・証書および届出印章を提出させて実情を調査したうえ、相続による支払請求書、被相続人の戸籍謄本または除籍謄本、相続人全員の印鑑証明書、各預金の通帳・証書および払戻請求書を徴して預金者死亡の事実および相続人を確認し、さらに営業店長の承認を得て支払う旨定められており、しかも右相続による支払請求書および払戻請求書には相続人全員の署名押印を要すること、右手続に従わない払戻請求には応じないこと」としており、このような取扱いは、「ほとんどの金融機関がこれを実施し、これにより通常別段の支障もなく預金払戻事務が取り扱われていることが認められ、……現在の銀行実

16) 林良平『金融法論集』（有信堂高文社、1989年）92頁。

17) 高木多喜男「相続預金に関する最近の判例と学説の動向」旬刊金融法務事情1394号（1994年）11頁。

務上、相続預金の払戻請求は共同相続人全員でしなければならないとする旨の取扱いが事実たる慣習として行われているものと見て妨げない。

しかし、第1の見解については、明確な特約があるとはいいがたいのではないかという問題点がある。第2の見解については、92条の「事実たる慣習」といえるのか、疑問である。裁判例でも、事実たる慣習でないとするものが多い¹⁸⁾。

(4) 小括

判例理論は、共同相続により預金債権は各共同相続人に分割帰属するというものだと理解されてきた。この判例理論に対しては、主として2つの実務的観点から批判がなされた。第1に、遺産分割の柔軟性を阻害するという、相続実務からの批判である。第2に、銀行などの金融機関が共同相続人間の紛争に巻き込まれる危険性があるという、金融実務からの批判である。これらの批判を行う見解は、大きく次の2つの観点から、問題解決を試みた。第1に、遺産の法的性質を合有とし、預金債権を遺産に含めるという遺産性質アプローチである。第2に、預金契約に着目し、預金払戻しを認めないという預金払戻アプローチである。しかしながら、遺産性質アプローチは、相続実務には魅力的に映るであろうが、理論的問題が大きいため、採用することは難しい。他方、預金払戻アプローチは、預金契約の内容に着目する点できわめて示唆的ではあるが、金融実務という観点に固執しており、説得力のある理論構成がされているとはいえない。いずれのアプローチも、預金債権ないし預金契約という視点は不十分であった。

可分債権は共同相続人各人に分割帰属するという判例理論は変更されていない。判例理論は確固たるものとも評されてきた¹⁹⁾。しかし、そもそも預金債権が常に可分債権であるのか、仮に可分債権だとしても常に当然分割帰属するといえるのか、といった点については議論の余地があ

18) 東京地判平成7年9月14日判時1569号81頁、東京地判平成8年11月8日判タ952号228頁など。

19) 佐伯聡「相続預金の払戻し」銀行法務21645号(2005年)27頁など。また、安西・前掲注(12)53頁は、預金債権が当然分割帰属することを前提に、各共同相続人による相続分払戻請求が認められることは、近時の訴訟実務上確立しているという。

る。このことは、以下で示すように、近時の預金開示および定額郵便貯金に関する最高裁判決が問題提起を行っていると考えられる。

3 近時の最高裁判決による問題提起

(1) 預金開示請求

従来、預金債権が共同相続されたときに問題となっていたのは、主として、一部の共同相続人による払戻請求の可否であった²⁰⁾。これに対して、近時、預金債権等の共同相続の場面において問題となったのは、一部の共同相続人による預金取引経過開示請求である。この問題について判断を行ったのは、最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁²¹⁾（以下、「最判平成21年」という）である。最判平成21年は、預金債権の共同相続の問題についても影響を与えうる。

従来の議論は、預金債権の共同相続に関して、相続実務ないし金融実務の観点を強調する、もしくは、そうでなくても、形式論よりも実質論を重視した議論がなされてきた。もちろん、預金債権が可分債権か不可分債権かという議論、また、可分債権だとしてもその払戻が認められるかという議論はなされてきた。しかしながら、預金債権の性質、預金契約の内容に即した議論がじゅうぶんになされてきたとはいいがたい。最判平成21年は、預金契約から発生する預金開示請求権が相続されるか、より一般的に、預金契約上の地位が共同相続されるかという問題について判示を行っている。預金契約上の地位の相続は、預金契約から生じる預金債権の相続との関係も当然に問題となり得る。

最判平成21年の事案は次のとおりである。X（原告、控訴人、被上告人）の父Aは平成17年11月9日に、Xの母Bは平成18年5月28

20) もちろん、共同相続人相互の関係についても議論がなされてきた。たとえば、預金債権が遺産分割の対象となるのかといった問題や、共同相続人の一部が持分を超えて払戻を受けた場合に不当利得となるかといった問題である。後者に関連するものとして、最判平成17年7月11日判時1911号97頁がある。

21) 最判平成21年を検討した文献は非常に多い。詳細な検討を行うものとして、岩藤美智子「判批」民商法雑誌143巻1号（2011年）72頁、石畝剛士「預金取引経過開示と共同相続（1）（2・完）」法政理論43巻2号39頁、44巻1号（以上、2011年）17頁、高秀成「判批」慶應法学19号（2011年）537頁、田中秀幸「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成21年度』（法曹会、2012年）54頁などがある。

日に、それぞれ死亡した。XはAおよびBの共同相続人の一人である。平成17年11月9日当時、AはY信用金庫（被告、被控訴人、上诉人）a支店において1口の普通預金口座と11口の定期預金口座を有しており、Bは同支店において1口の普通預金口座と2口の定期預金口座を有していた。Xは、Yに対し、A名義の上記各預金口座につき平成17年11月8日および同月9日における取引経過の開示を、B名義の上記各預金口座につき同日から平成18年2月15日までの取引経過の開示を、それぞれ求めたが、Yは、他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかった。第1審は、Xの請求を棄却したのに対し、原審は、Xの請求を認容した。

最判平成21年は、まず、①預金契約が消費寄託であるとの性質決定を行うが、②預金契約に基づく事務にはさまざまなものが含まれており、委任（準委任）事務の性質も含まれているとする。そのうえで、③委任において、受任者には報告義務があるところ、④預金契約においても、金融機関は預金口座取引経過開示義務があるとする²²⁾。そして、⑤預金者が死亡した場合、共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまる、という。しかし、⑥共同相続人全員に預金契約上の地位が帰属するため、単独での取引経過開示請求が認められる（264条、252条ただし書）とする²³⁾。

22) 具体的な判示内容は次のとおりである。「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（645条、656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということができる。」「したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である」。

23) 具体的な判示内容は次のとおりである。「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これと

最判平成 21 年は、上記①～④のように、預金契約の一般的性質について判示している点において、きわめて重要である。さらに、本稿の問題関心との関係では、以下の点が注目される。第 1 に、上記⑤、すなわち、預金者が死亡した場合、共同相続人の一人は預金債権の一部を相続する、という点である。この点は、従来の判例理論を確認しただけのようにも見える。ただ、「預金債権の一部を取得する」という意味は、「預金債権の一部の払戻が認められる」ということと同義ではない。預金債権の一部を取得するということは、預金債権が帰属するというにはなる。しかし、払戻請求が認められるということまでは意味しない可能性がある。そのため、預金債権が帰属しながら払戻請求が認められないということがありうるのかを検討しなければならない。

第 2 に、上記⑥共同相続人全員に預金契約上の地位が帰属するため、単独での取引経過開示請求が認められるという点である。理論的に、預金債権は各共同相続人に帰属するのに、なぜ預金契約上の地位は全員に帰属するといえるのか。預金契約から発生する主たる債権は預金債権であるが、その他にも、さまざまな事務処理にかかわる債権が発生する。これらの債権は、相続開始後、すなわち、預金債権の分割帰属後であっても、当初の預金契約に基づいて発生する。そこで、従来の判例理論と矛盾しないよう、預金契約上の地位という概念を措定し、各種債権の発生根拠を提供しているものと考えられる²⁴⁾。それでは、預金債権そのものと、取引経過開示請求権等の債権とを区別して論じる実質的根拠はどこにあるのか。分割承継された預金債権ごとに預金者を判断すると、全体の取引経過開示請求について、被相続人に対するプライバシー侵害や守秘義務違反の問題を生ずること、などがあげられる²⁵⁾。また、預金債権が各人に帰属したとしても帰属前の債権全体の取引経過開示請求を認めるべきであるとも考えられる。

は別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法 264 条、252 条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。

24) 預金契約上の地位という概念がなぜ必要となるのかについて詳細に検討するものとして、石畝・前掲注 (21) 44 卷 1 号 7 頁以下を参照。

25) 田中秀幸「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成 21 年度』（法曹会、2012 年）65 頁。

最判平成 21 年は、預金債権が共同相続されたときに、従来、預金債権そのものに重点がおかれて検討されていたことに対し、あくまで預金契約から考察すべきという視点を提示している²⁶⁾。

(2) 定額郵便貯金

次に、定額郵便貯金の共同相続において、共同相続人の一人が期限前に払戻請求できるかが争われた、最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁²⁷⁾（以下、「最判平成 22 年」という）をみてみよう。定額郵便貯金債権は預金債権そのものではないが、金融機関に対する債権という点で両者は共通しており、以前から預金債権との異同が論じられてきた問題である。

定額郵便貯金とは、郵便貯金法により定められていた郵便貯金の一種である²⁸⁾。その特徴は、第 1 に、預入金額の単位が定められていたことである。第 2 に、6 か月という据置期間が定められており、分割払戻をしないという条件が付されていたことである。据置期間である 6 か月後も分割払戻はされないが、預入日から 10 年経過後は通常貯金となり、払戻制限はなくなる。

最判平成 22 年の事案は次のとおりである。平成 15 年 3 月 31 日に A が死亡し、A の子 X ら（原告、被控訴人、被上告人）および Y ら（被告、控訴人、上告人）が相続人となった。相続人間で A の遺産の範囲について争いが生じたため、X らが Y らに対して、不動産、預貯金、現金が A の遺産に属することの確認を求めた。主たる争点は、A 名義の定額郵便貯金債権が遺産に含まれるかどうかである。

最判平成 22 年は、定額郵便貯金債権が遺産に含まれるとの結論を下した。その理由は、定額郵便貯金の性質に求められている。すなわち、「定額郵便貯金」という特殊な貯金債権は各共同相続人に当然分割すること

26) 預金契約について、預金債権・預金契約上の地位との関係も含めて、整理分析した文献として、織田博子「預金契約」NBL925 号（2010 年）109 頁がある。

27) 最判平成 22 年を検討した文献は少なくないが、詳細な検討を行うものとして、森永淑子「定額郵便貯金債権の共同相続と相続預貯金に関する法理」成城法学 81 号（2012 年）203 頁、高部真規子「判批」金融商事判例 1369 号（2011 年）8 頁、中田裕康「判批」法学協会雑誌 129 卷 11 号（2012 年）255 頁がある。

28) 郵便貯金法は、1947 年に制定され、2007 年に廃止されている。

はないため、遺産に属するとされた²⁹⁾。最判平成 22 年は、事例判決ではある。しかし、その判示内容からすると、預金債権を不可分債権とする可能性が存在する。

最判平成 22 年は、定額郵便貯金債権は貯金者の死亡により、各共同相続人に相続分に応じて分割されることはないとしたが、その理由を 2 つあげている。第 1 に、定額郵便貯金については、事務の定型化、簡素化を図るという趣旨が存在するところ、分割を認めると、利子を含めた債権額の計算等の必要性を生じさせるからである。第 2 に、分割戻しをしないとの条件が定められているからである。

第 1 の点は、定額郵便貯金の特殊性のようにもみえるが、定期預金一般にあてはまるともいえる。なぜなら、定期預金契約の内容について、金融機関は一般的に預金者の個別交渉に応じることはなく、契約内容は約款により定められており、事務の定型化、簡素化が図られているからである。第 2 の点について、定期預金の分割戻しは通常認められていない。他方、普通預金については分割戻しが認められる。普通預金について、分割戻しを認めないためには、預金契約において、債権者全員の同意の下でのみ払戻請求できるとの特約をつけることが考えられる³⁰⁾。現在、このような特約はおかれていないが、契約自由の原則に基

29) 具体的な判示内容は次のとおりである。「郵便貯金法は、定額郵便貯金につき、一定の据置期間を定め、分割戻しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定め（7条1項3号）、預入金額も一定の金額に限定している（同条2項、郵便貯金規則83条の11）。同法が定額郵便貯金を上記のような制限の下に預け入れられる貯金として定める趣旨は、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにある。ところが、定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。これらの点にかんがみれば、同法は同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手續において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手續において、同債権が遺産に属するか否かを決める必要性も認められるというべきである。」

30) 中田・前掲注(27)267頁以下は、この問題を詳しく論じている。特約を肯定する論拠として、①私的自治の理念、②国際的な契約法原則において、債権

づき、定めをおくことは可能であろう。また、相続開始時に普通預金が不可分債権となるとの特約を付することも考えられる。「可分債権である預金債権を特約によって不可分債権に転化することも理論上は可能である。たとえば、被相続人（預金者）が、預金時に、相続開始した場合これを不可分とする旨意思表示することが考えられる」との指摘³¹⁾もなされている³²⁾。これらの特約が認められれば、他の相続財産と同様に、預金債権を遺産に含めることができ、柔軟な遺産分割を行うことができるため、共同相続人の利益になる。また、金融機関にとっても、共同相続人間の紛争に巻き込まれることを防止できる。

(3) 2つの最高裁判決から得られる示唆

最判平成21年は、共同相続における預金債権の帰属という問題と、預金契約の問題を峻別する可能性を示唆している。すなわち、共同相続により預金債権の帰属先が決定したとしても、預金契約の内容によっては、預金者の払戻請求が認められないということが考えられる。そのため、預金債権の帰属と契約による払戻の可否の問題を峻別して考える必要がある。

また、最判平成21年は、預金債権そのものと預金契約から生じる他の債権の区別、また、あくまで預金債権の内容について預金契約から考

者が共同して履行請求をしなければならぬ債権が認められていることをあげて。そして、留保付ながらも、このような特約は不可能ではないと結論づけている。

- 31) 須磨美博「法定相続分の預金払戻請求への対応」旬刊金融法務事情 1595号(2000年)8頁以下。ただ、次のような指摘もなされている。「しかし、具体的にそのような事例はないし、争われた事案でも、判例は、そのような事実はない」と認定している。現実的にはあまり考えられない。遺言によって、相続開始の時から5年を超えない期間内分割を禁止することも可能であるが、これも特別な事情がある場合であろう。通常は、共同相続人全員の合意により、預金債権を遺産分割の対象に含めることによって、実質的に不可分債権の取扱いをすることが一般的であろう」。また、佐伯・前掲注(19)25頁は、預金契約上に分割支払いを禁止する旨を明確に定めておけば、相続開始によって債権自体が当然分割されても、一部の相続人からの払戻請求を拒絶できると解してもよさそうである、とする。
- 32) 青竹美佳「判批」月報司法書士475号(2011年)66頁は、「相続法の原則を修正することができるのは、契約ではなく、法令であると考えべきである」としており、この旨の特約の効力を認めないようである。この旨の特約が、契約による相続法秩序の改変といえるのか、それとも契約自由の原則から許される問題なのか、さらなる検討が必要であろう。

察すべきという視点を提示している。最判平成22年を参考にすると、定期預金債権について、普通預金債権とは異なり、共同相続により当然分割がなされないという取扱いも可能であろう。

以上をまとめると、預金契約に着目して、預金債権がいかなる債権か、普通預金と定期預金の異同、定期預金と定額郵便貯金の異同等などに注意しながら、預金債権の共同相続という問題を検討する必要がある。以下では、契約の内容に即し、預金債権の種別等に応じて、共同相続における取扱いを再検討することとしたい。

4 預金債権の共同相続再考——預金種別に応じた検討

(1) 預金債権とはいかなる債権か

そもそも預金債権とはいかなる債権か。銀行などの金融機関は、預金者から受け取った金銭をそのまま保管するのではなく、自由に消費して、返還請求に応じて同種・同等・同量の物を返還する。そのため、預金契約は、消費寄託契約（666条）であるといわれる。この預金契約が成立すると、預金者は金融機関に対して、「預金の払戻しを請求する権利」、すなわち、預金債権を取得する。預金契約において、預金者は金銭を預けているため、預金債権は金銭債権であると理解されてきた。そして、金銭債権は、可分債権であるため、預金債権は可分債権と考えられてきた。結果、預金債権は共同相続により当然に分割帰属すると考えられてきた。

預金契約の主たる効果は、預金債権の発生である。しかし、預金債権を金銭債権であり可分債権であるとして一律に抽象化し、共同相続人に分割帰属する結論を導く従来の考え方には疑問がある。その理由は、第1に、可分債権という用語が多義的に用いられており、混乱をもたらすからである。可分債権とは、通常は、①給付が可分である債権という意味で用いられる。また、②不可分債権に対置する債権という意味でも用いられる。さらに、③共同相続によって当然分割される債権という、効果を取捨する意味で用いられる場合もある³³⁾。第2に、最判平成22年

33) 以上の整理・分析は、中田・前掲注(27)265頁による。ところで、③の債権は「分割債権」とよばれることもある。

が、可分債権の共同相続について、分割帰属を認めておらず、「可分債権は、共同相続により分割帰属する」という最判昭和 29 年の判例理論を再考する必要があるからである。

(2) 普通預金と定期預金

普通預金について共同相続がなされた場合、預金債権が各共同相続人に分割帰属し、払戻請求が認められることに疑いはない。なぜなら、普通預金については、いつでも一部でも払戻請求が可能であり、契約上の制限はないため、預金債権が分割帰属することはないからである。普通預金について、各共同相続人からの払戻請求を認めないとする理論的理由を見いだしがたい。契約内容として、相続時に払戻しが認められないとされているわけではなく、また、共同相続人全員でないと払戻しが認められないという「事実たる慣習」は存在していないからである。また、遺産共有の性質について判例と異なり、合有説をとるべき理論的理由を提供することは困難である。したがって、普通預金について、共同相続人の各人がいつでも自己の持分について払戻請求をすることが可能である³⁴⁾。この結論を否定するためには、預金契約において、相続開始時に預金債権が不可分となるとの特約をつける必要がある。

他方、定期預金については、再考の余地がある。従来、預金債権の共同相続の問題において、普通預金と定期預金はほとんど区別して論じられてこなかったが³⁵⁾、定期預金については、預金契約により、原則として満期日まで払戻請求が認められないため、普通預金と同様に考えることはできない。第 1 に、定期預金の満期日とは弁済期であるため、これ

34) もちろん、自己の持分のうちの一部について、払戻請求をすることも可能である。

35) 共同相続の場面ににおいてこのような観点からの検討はなかった。これに対し、保険料保管専用口座や弁護士預かり金保管専用口座の預金者は誰であるかという問題では、普通預金と定期預金の違いを意識した検討がなされていた。すなわち、この問題に関する従来の判例は、いわゆる「客観説」であると理解されていたが、近時の判例は、契約当事者認定の問題として、従来の客観説・主観説にとらわれない判断を下しているとの理解が有力である。従来の判例で問題となったのは、定期預金、しかも、無記名定期預金についてであったが、近時の判例で問題となっているのは、普通預金であった。この問題について詳しくは、内田貴＝佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について(上)(下)」NBL808号14頁、809号(以上、2005年)18頁を参照。

より前に払戻しを請求する権利が当然に認められるわけではない。名古屋地判昭和55年3月31日金法942号45頁も、期限前解約（中途解約）は、預金者の権利ではないとしている³⁶⁾。逆にいえば、満期日より前に、金融機関は預金者からの払戻請求に応じる義務はない。もちろん実務では、ほとんどの金融機関が定期預金の期限前解約を認める。ただ、この解約においては満期日における支払と異なり、金融機関が本人確認のための資料提示を求めるなどすることがある。ここでは、合意解約がなされていると考えることができる。第2に、定期預金については、一部払戻請求が認められていない。とりわけ、大口定期預金であることから高金利が付されている場合に、一部払戻請求が認められることになると、他の相続人の権利に影響を及ぼし、また、金融機関に複雑な処理を要求することとなり、実質的にも問題が生じる。

定期預金について、満期日より前に払戻請求ができないことに疑いはない。それでは、共同相続により、定期預金債権は各共同相続人に分割帰属しているのであろうか。最判平成21年は、預金債権の種別について何ら区別をしていない。そのため、定期預金であっても普通預金であっても、預金債権はすべて各共同相続人に分割帰属するとしているようにもみえる。しかしながら、最判平成21年は、預金契約上の地位と預金債権の帰属が別個の問題であることを示すにすぎず、預金債権の帰属の問題には立ち入っていない³⁷⁾。預金債権の帰属の問題は別個だとしている。他方、最判平成22年は、払戻請求が認められない場合に、債権が分割帰属すると解する意義は乏しいという。債権が分割帰属しながら払戻請求を認めないという構成をとるためには、その実質的必要性および理論的根拠を提供することが必要となるが、現在のところ、それらは存

36) 後述する最判平成19年も、預金者は解約の申入れをしても、「満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができない」としており、満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができないことを前提にしている。

37) 最判平成21年の判示する「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得する」という部分をどのように捉えるべきかが問題となる。たしかに、各共同相続人に預金債権が帰属する、と単純に理解することも可能ではある。しかし、共同相続人が権利取得する可能性を論じたに過ぎず、帰属の問題には何ら立ち入っていないと理解するべきであろう。なぜなら、最判平成21年は、預金契約上の地位というものを観念し、意図的に預金債権の帰属と切り離れた判断を行っているからである。

在していない³⁸⁾。したがって、満期日より前に、預金債権が分割帰属することはないと考えられる。

他方、満期日が到来した定期預金について、預金者はいつでも一部でも払戻請求が可能であり、普通預金と同様に取り扱われることとなる。実務上、自動継続特約が付されていない場合には、満期後に自動解約され、普通預金に入金されるのが一般的であろう。結局、満期日以降の定期預金は、普通預金の問題として取り扱われることになる。

(3) 「自動継続特約付」定期預金

定期預金について、預金契約の観点からさらなる考察が必要となるのは、自動継続特約付定期預金である。実務上、定期預金には「自動継続特約」が付されていることが少なくない。自動継続特約付定期預金とは、満期日（期限）到来時に、預金者の返還請求する権限を留保した継続的預金契約である。継続前と継続後の預金の間には同一性がある。民法上の更改ではないとされる。

この自動継続特約付定期預金の性質については、最判平成13年3月16日判時1747号93頁（以下、「最判平成13年」という）が判断を行っている。最判平成13年は、仮差押えが問題となった事案ではあるが、自動継続特約の性質について、次のように判示する。「自動継続定期預金における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間、定期預金として継続させることを内容とするものであり、預入期間に関する合意として、当初の定期預金契約の一部を構成するものである。したがって、自動継続定期預金について仮差押えの執行がされても、同特約に基づく自動継続の効果が妨げられることはない」。

最判平成13年は、自動継続特約を「定期預金契約の一部を構成する

38) もし仮に、預金債権は共同相続されると各共同相続人に当然分割帰属する、というテーゼをひたすらに強調するとするならば、このような構成をとる理論的必要性は生じるといえるかもしれない。しかし、このテーゼをひたすらに強調する必要はない。その必要性があるならば、最判平成22年は、定額郵便貯金債権が各共同相続人に分割帰属することを前提としたうえで、払戻請求を否定したはずである。

もの」とし、仮差押えの執行により、自動継続特約の効果に影響が及ばないとする。それでは、共同相続により、自動継続特約の効果に影響が及ぶのであろうか。前述の最判平成21年は、共同相続人全員に預金契約上の地位が帰属するとしている。自動継続特約が、定期預金契約の一部を構成するものである以上、共同相続人に特約の効力も及ぶことになる。共同相続によって、預金契約の内容が変容させられる理由は見いだしがたいからである。

また、最判平成19年4月24日民集61巻3号1073頁（以下、「最判平成19年」という）は、自動継続特約付定期預金の消滅時効の起算点が問題となった事案において、次のように判示する³⁹⁾。「自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となるということを繰り返すため、預金者は、解約の申入れをしても、満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができない」。「自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日（継続をしたときはその満期日）より前に継続停止の申出をすることによって、当該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一時的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、自動継続定期預金契約は、預金契約の当事者双方が、満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結するものであることは、その内容に照らして明らかであり、預金者が継続停止の申出をするか否かは、預金契約上、預金者の自由にゆだねられた行為というべきである」。

最判平成19年は、預金者が満期日より前に継続停止の申し出をした場合には、当該満期日において自動継続することなく、預金の払戻請求ができるとする。問題は、共同相続の場合において、この継続停止の申し出を共同相続人が単独ですることができるかどうかである。そこで、「継続停止の申し出」がどのような法的性質を有するのかを検討する。

自動継続停止の申し出が解除権の行使にあたるといえるのか。この問題を正面から論じたものはないようである。ただ、前述の最判平成13年の問題において、自動継続特約は、期限延長の簡略化手続という「付

39) 最判平成19年6月7日判時1979号61頁も同旨。

款」にすぎないのか、それとも、新たな債権を創設するという当初の契約からの「本質的要素」なのか、という対立軸で議論されていた⁴⁰⁾。前者であれば、自動継続停止の申し出は、継続という処分行為にあたらないために、解除権の行使とはならない。後者であれば、本質的内容に踏み込むため、解除権の行使となる可能性がある。しかしながら、上記のような対立軸によって問題を整理することは疑問視されており⁴¹⁾、このような観点からの検討に大きな意義はないというべきである。なぜなら、結論を導くために抽象的な議論を借用しているにすぎず、問題の本質に迫っていないからである。

自動継続停止の申し出は、満期日に自動継続するという契約内容を変更するものである。この権限は、契約当初から、預金者に本質的に認められている。したがって、この自動継続停止の申し出権限は、定期預金契約から生じている。この権限を生じさせる預金契約上の地位は、共同相続人全員に帰属すべきものである。そして、自動継続の申し出は、預金契約の内容に変更をきたすものであり、保存行為とはいええないため、共同相続人単独での行使は認められない。自動継続の申し出は、共同相続人全員が行う必要があるもの、すなわち、処分行為であると考えべきであろう。

もちろん、以上とは異なる考え方もありうる。たとえば、自動継続停止の申し出が、解除権の行使（と同様）であると理解することが考えられる。そのときには、解除権不可分の原則との関係が問題となる。すなわち、民法 544 条 1 項は「当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる」と定めており、自動継続特約付定期預金の共同相続の場合に本条が適用されるかが問題となる。民法 544 条 1 項の趣旨は、個別に解除を認めると、個別に契約が消滅し、他の者については存続することになり、法律関係が複雑化し、實際上不便であることに求められている。逆に、上記理由が妥当しない、すなわち、法律関係が複雑化しない場合には、当事者意

40) 一般的には、自動継続特約が付款であると理解される。この点については、並木茂「判批」旬刊金融法務事情 1630 号（2001 年）27 頁などを参照。

41) 沖野真巳「判批」旬刊金融法務事情 1620 号（2001 年）10 頁。

〈176〉 共同相続における預金債権の取扱い（伊藤）

思により解除が可能だとされる⁴²⁾。問題は、共同相続人単独での自動継続停止の申し出を認めた場合の効力ということになる。一部共同相続人による自動継続停止の申し出により、当該共同相続人部分についてのみ自動継続が停止するとなると、定期預金の一部払戻を認めていないことと矛盾するため、これは認められないことになる。これに対し、一部共同相続人による申し出により、当該定期預金全体について自動継続が停止するとの考え方もありえよう。しかしながら、これも認められない。他の共同相続人に帰属すべき債権についても自動継続が停止し、他人の権利に影響を及ぼすことになるからである。たしかに、遺産共有が狭義の共有であり、各共同相続人の権利行使を速やかに認めるべきであるとの考え方からすると、共同相続人単独での預金払戻請求が認められるべきであり、自動継続停止の申し出も認められるべきこととなる。しかしながら、このような実質的理由のみによって、共同相続人全員に帰属すべき預金契約上の地位に含まれる自動継続停止の申し出が可能となるとすることはできない。自動継続停止の申し出は、解除権の行使と同様に、保存行為とはいえないため、単独での行使は許されない。また、金融機関においては、共同相続人単独での払戻請求を認めると、共同相続人間の紛争に巻き込まれることにもなる。したがって、このような考え方をとることはできない。

(4) 関連問題の検討——投資信託について

預金債権の共同相続と類似する問題として、近時、下級審レベルでは、投資信託の共同相続において、共同相続人が単独で自己の持分にしていた払戻請求が可能であるかが争われている。

大阪地判平成18年7月21日金法1792号58頁（以下、「大阪地判平成18年」という）は、投資信託に基づく各種請求権は可分債権であるとし、受益証券返還請求権、一部解約実行請求権および一部解約金償還請求権について、共同相続人は相続分に応じて単独で承継しており、単独で行使できるとして、払戻請求を認めている⁴³⁾。また、熊本地判平成

42) 我妻栄『債権各論上巻（民法講義V₁）』（岩波書店、1954年）186頁。

43) 事案は、Aの共同相続人の一人であるX（原告）が、投資信託の販売会社Y（被告）に対して、Aが保有していた投資信託の一部解約実行請求・解約金償

21年7月28日金法1903号97頁（以下、「熊本地判平成21年」という）も、相続分に応じた払戻請求を認めている。ただ、その理論構成は異なり、投信信託の解約請求は、管理行為として過半数の持分により行うことができ、その結果として、支払請求権という金銭債権が生じ、分割帰属する結果として、払戻請求が認められるとする⁴⁴⁾。

他方、熊本地判平成21年の控訴審である福岡高判平成22年2月17日金法1903号89頁（以下、「福岡高判平成22年」という）は、相続分に応じた払戻請求を認めない。投資信託には単なる買戻請求権等だけでなく議決権等が含まれるため、不可分債権であるとし、相続人各人がそれぞれ別個独立に解約権を行使することは許されないとする⁴⁵⁾。また、

還請求をし、法定相続分に応じた支払いを求めたものである。大阪地判平成18年は、次のように判示する。「本件契約に基づきAが有する権利（受益証券返還請求権並びに受益証券上の権利である収益分配金請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権、一部解約金償還請求権など）は、いずれも、給付を分割することについての障害が本件取引約款及び本件信託約款によって除去されているものであって、可分債権であると解するのが相当である。そして、相続人が数人いる場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するのが相当であるから（最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁）、本件契約に基づきAが有する権利（受益証券返還請求権並びに受益証券上の権利である収益分配金請求権、償還金請求権、一部解約実行請求権、一部解約金償還請求権など）は、いずれも、Xがその相続分に応じて権利を単独で承継していることになる。したがって、Xは、AのYに対する受益証券返還請求権、一部解約実行請求権及び一部解約金償還請求権のうち、相続分に応じた21万7791口（償還金額21万7791円）を単独で承継しており、単独で行使することができる」。

44) 事案は、Aの共同相続人であるXら（原告）が、投資信託の販売会社Y（被告）に対して、Aが保有していた投資信託の一部解約実行請求・買戻請求をし、法定相続分に応じた支払いを求めたものである。熊本地判平成21年は、次のように判示する。「個人が資産を投資信託の形で保有するか、それ以外の現金、預貯金等の形で保有するかは、資産の運用方法の相違であるにとどまり、投資信託の解約請求又は買戻請求を行うことは資産管理の一内容とみることができ。そうすると、上記請求については民法544条の規定の適用はなく、過半数の持分を有するXらが行うことができると解するのが相当である（民法263条、252条）。また、Xらが日興MRF及びビムコの支払を求めて本件訴訟を提起した行為は、Zが有していた投資信託の全部につき解約又は買戻しを請求したものとみることができ。そして、この請求がされた結果、Yに対する権利は解約代金ないし買戻代金の支払請求権という金銭債権になり、これは可分債権であるから、Xらは、Yに対し、各自の持分に応じた額の支払請求が可能になったと解すべきものとなる」。

45) 具体的な判示内容は次のとおりである。「投資信託である日興MRF及びビムコについては、これらは不可分債権と解するのが相当である。」「日興MRF及びビムコについては、投資信託の受益権が承継されること、これらは単に解約請求権又は買戻請求権にとどまらず、議決権、分配金請求権等を含み、性

福岡地判平成 23 年 6 月 10 日金法 1934 号 120 頁（以下、「福岡地判平成 23 年」という）、大阪地判平成 23 年 8 月 26 日金法 1934 号 114 頁（以下、「大阪地判平成 23 年」という）も、払戻請求を認めない。福岡地判平成 23 年は、給付の物理的な可分性がただちに可分債権・債務との評価を導くものではないとし⁴⁶⁾、大阪地判平成 23 年は、投資信託受益権が性質上不可分債権であるとしている⁴⁷⁾。

質上明らかに不可分債権であって単純な金銭債権ではないから、相続人である X ら各人が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割単独債権として取得するということはできない。」「X らは、投資信託は 1 口単位で解約又は換金できることから、解約又は換金した限度において当然に金銭債権（可分債権）に転化されるから、一部解約の結果、それぞれ金銭債権を取得したと主張する。X らの主張は、投資信託の資産性に着目し、利殖目的でなされることを強調するもので、なるほど、昨今の投資信託がそうした利殖目的でなされることがほとんどであることは肯定せざるを得ないけれども、そうかといって、投資信託が議決権等の権利を含んでいることを無視することはできず、相続人各人がそれぞれ別個独立に解約権を行使することは、許されないと考える（X らは、銀行預金との類似性を主張するが、銀行預金の場合は他に金銭債権以外にいかなる権利も伴わないものであり、解約権の行使といっても単純な払戻請求にすぎないから、投資信託と銀行預金とを同列に論じることは相当でない。）」

46) 事案は、A の共同相続人である X ら（原告）が、投資信託の販売会社 Y（被告）に対して、A が保有していた投資信託等の数量または額面に相当する金員の支払請求権について、それぞれ法定相続分に応じた支払いを求めたものである。福岡地判平成 23 年は、次のように判示する。「本件各投資信託に係る受益権に含まれる（販売会社を通じて又は直接）各委託会社に対して解約実行請求をする権利や委託会社から一部解約金の交付を受けることを条件とする販売会社に対する一部解約金支払請求権は、本件各投資信託に係る約款上の規定等に照らして、単純な金銭債権とは異なり、その性質上、可分債権であることとはできない」ため、共同相続人が本件各投資信託に係る受益権を準共有し、解約実行請求は民法 544 条 1 項の適用ないし類推適用により、共同相続人全員からのみすることができる。「問題となっている債権・債務関係の性質や状況等次第では、給付の物理的な可分性にかかわらず、不可分の給付を目的とする債権ないし債務であると認定しうるものであり、給付の物理的な可分性が直ちに可分債権・債務との評価を導くものではないというべきである」。

47) 事案は、A の共同相続人である X ら（原告）が、証券会社 Y（被告）に対して、A が保有していた投資信託受益権のうち法定相続分に相当する部分を分割して取得し、一部解約実行請求権を行使したとして、解約金支払請求権について、それぞれ法定相続分に応じた支払いを求めたものである。大阪地判平成 23 年は、次のように判示する。「本件受益権は証券投資信託の受益権であり、その内容として……一部解約実行請求権、一部解約金支払請求権、買取請求権、償還金請求権（投資信託法 6 条 3 項）及び収益分配金請求権（同項）を含む上、議決権（同法 17 条 6 項）等も含むものであって、それらの権利の集合した一つの契約上の地位というべきものである。しかも、上記議決権は、それ自体、金銭債権ではなく、不可分債権の性質を有するものと解される。」「また、投資信託法 6 条 7 項が準用する信託法 193 条本文は、「受益証券発行信託の受益権が 2 人以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該受益権についての権利を行使する者 1 人を定め、受益証券発行信託の委託者に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該受益権についての権利を行使することができな

投資信託について、投資信託保有者は、投資信託受益権を有する。投資信託受益権とは、投資信託における受益者が有する権利の包括的総称である。投資信託の一部解約金支払請求権は、解約実行請求ないし買戻請求を介して実現する。福岡高判平成22年は、解約実行請求権が、各共同相続人に別個独立に帰属しないという。しかし、解約金支払請求権の手段を独立して論じることについては、批判がある。なぜなら、投資信託は約款において、一部解約実行請求・買戻請求、一部譲渡が認められており、分割可能な商品として設計されているからである。また、実際のところ、投資信託は資産として活用されている。

たしかに、投資信託は預金債権と法的性質がまったく異なるので、預金債権と同一に論じることにはできない。しかしながら、投資信託の機能は利殖目的にあることからすると、議決権等の本質的とはいいがたい内容をことさらに強調し、不可分債権という結論を導くことは説得力を欠く。これは、預金契約において取引経過開示請求権をことさらに強調し、預金債権が不可分債権であるという結論を導くことと同様であろう。多くの投資信託は、「いつでも」「一部でも」解約実行請求ができ、その結果として、払戻請求権という可分債権を発生させることができる。そのため、投資信託受益権は原則として可分債権であり、共同相続人が単独での解約実行、払戻請求権を行使できるとすべきではないだろうか^{48) 49)}。

い。」と規定し、投資信託受益権が準共有の対象となる権利であることを前提としている。「このような本件受益権の内容と投資信託受益権に関する法律上の規律に照らせば、本件受益権は、可分債権ではなく、性質上の不可分債権であると解するのが相当である」。

48) 松本光一郎「判批」旬刊金融法務事情1912号(2010年)71頁は、投資信託から生じる個別の債権について、可分・不可分を検討すべきものとしている。きわめて正当な指摘である。

49) その他、類似の問題として、国債の共同相続があげられる。国債についても争点となった福岡地判平成23年は、次のように判示し、国債は不可分債権であるとする。「個人向け国債に含まれる取扱機関に対して中途換金の請求をする権利や中途換金としての売渡しに係る代金支払請求権は、個人向け国債の関連法規等に照らして、単純な金銭債権とは異なり、その性質上、可分債権であるとみることはできないから、Xら及びBは、Aの死亡により個人向け国債を準共有するに至ったというべきであり、かつ、個人向け国債についての中途換金の請求は契約の解約の実質を有することから民法544条1項の類推適用によりAの相続人であるXら及びBの全員からのみすることができるというべきである」。国債については、「いつでも」「一部でも」解約実行請求ができるわけではないことからすると、この結論を是認することができよう。

5 おわりに

本稿は、共同相続における預金債権等の取扱いを再検討した。

判例理論は、可分債権が共同相続された場合には、相続分にしたがって各共同相続人に当然分割帰属するというものであった。預金債権は可分債権であるため、この判例理論の射程は、当然にすべての預金債権に及ぶと考えられていた。これに対し、柔軟な遺産分割を目指す相続実務、また、共同相続人間の紛争に巻き込まれたくないという金融実務の観点から、各共同相続人による払戻請求を否定するため、さまざまな見解が唱えられた。これらの見解の実質論には一定の説得力があるものの、形式論が不十分であった。そのため、判例理論が変更されることはなかった。それどころか、判例理論は確固たるものと評価されてきた(2)。

ところが、近時の最高裁判決は、従来の判例理論に対して、重要な問題提起を行っている。まず、最判平成21年は、預金債権が各共同相続人に分割帰属することを認めながら、「預金契約上の地位」は各共同相続人が準共有するとした。この判決は、預金債権と預金契約との関係について再考の余地があることを示している。また、最判平成22年は、定額郵便貯金債権が各共同相続人に分割帰属することを認めない。その理由は、定額郵便貯金の特殊性に求められている。最判平成22年は、預金契約の内容、とりわけ預金種別に即した検討を行う必要性を示唆する(3)。

そこで、預金契約の内容、預金種別に即して、預金債権の共同相続について再考察を行った。まず、普通預金については、いつでも一部でも払戻請求が可能であるため、各共同相続人が払戻請求権を行使できる。すなわち、普通預金債権は、各共同相続人に分割帰属する。しかしながら、すべての預金債権が当然分割帰属するわけではない。定期預金は、預金契約により満期日以降に全部についてのみ払戻しが認められるにすぎない。そのため、各共同相続人が満期日より前に払戻請求をすることはできない。実務上多く存在する自動継続特約付定期預金については、各共同相続人による払戻請求は認められず、共同相続人全員の同意の下でのみ払戻請求が認められる。定期預金債権については、満期日より前に、各共同相続人に分割帰属しない。また、多くの投資信託については、

契約によりいつでも一部でも（解約実行請求を通じて）支払請求が認められていることからすると、普通預金と同様に分割帰属し、各共同相続人が支払請求できるのが原則であると考えらるべきであろう（4）。

本稿は各種場面の検討を通じて、預金債権が共同相続された場合、預金債権が可分債権か不可分債権かという抽象的な議論では足りず、預金契約に即した検討が必要であることを明らかにした。しかし、すべての預金債権について検討を行ったわけではない。また、預金債権以外の債権についての検討も不十分であった。今後、さらに各種契約の内容を精査して債権の性質を明らかにしたうえで、共同相続された債権の取扱いを検討しなければならない。

【付記】 本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団 2012 年度研究助成による研究成果の一部である。

なお、本稿脱稿後、中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅵ—2012 年後期』（日本評論社、2013 年）6 頁に触れた。

